

調達要求番号：BP-77D7-014110

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	食器洗浄機の設置	DIH-LZ-24033	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 6年12月4日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部喜界島通信所		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部喜界島通信所（以下、通信所という。）の調理室で使用する食器洗浄機について適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

喜界島通信所における秘密保全並びに出入門及び立入実施要領について（情喜通第163号。令和2年6月22日）

b) 関連文書

法令

情報本部における契約事務に関する達（情報本部達第1号。令和2年12月18日）

情報本部秘密保全に関する達（情報本部達第11号。令和2年5月29日）

2 役務に関する要求

2.1 設置製品

- a) 食器洗浄機一式
- b) 内訳は表1のとおり。

表1－内訳

番号	品名	規格等	単位	数量	備考
1	食器洗浄機	T D W N - 2 5 L	E A	1	タニコー製
2	ガスブースター	T B - 5 6 L	E A	1	
3	ラインポンプ	T L P - A 2 5	E A	1	

2.2 役務の内容

役務内容は、旧製品を撤去し、新製品を据付するものである。

2.2.1 撤去・据付

- a) 撤去・据付については、官側担当者の指定する場所（付図第1，2）のとおりとする。
- b) 撤去機器については、隣接する他の厨房機器へ損傷を与えないよう十分留意して作業を行い、撤去した機器は官側の指定する場所（付図第3）へ移動させ引渡しするものとする。
- c) 据付機器への給電の接続については、官側の指定する場所に接続するものとする。
- d) 据付機器へのガスの接続については、作業に必要な資格を保有している者に実施させるものとする。
- e) 安全・技術管理（ガス漏れ・防火処置等）については、官側担当者との協議の上、実施するものとする。

2.3 履行場所

〒891-6227 鹿児島県大島郡喜界町川嶺2913-1
情報本部喜界島通信所（調理室及び食堂）とする。

2.4 履行期間

令和7年3月31日とする。

3 その他の指示

3.1 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2 - 提出書類

番号	名称	提出先	部数	提出時期	備考
1	立入申請書	監督官	1部	契約締結後、 速やかに	3.2 のとおり
2	工程表	監督官	1部	契約締結後、 速やかに	適宜様式
3	工事報告書 (試験成績書含む)	検査官	2部	役務終了後、 速やかに	適宜様式

3.2 施設への立入り

契約相手方は、この役務の履行に先立ち、従事する者の入門及び立入りに関して、喜界島通信所における秘密保全並びに出入門及び立入実施要領（情喜通第163号。令和2年6月22日）に基づき立入申請を実施し、立入権者の許可を得た後、立入るものとする。

3.3 秘密保全・情報保障

- a) 契約相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を締結し又は加入若しくは協力してはならない。また、この役務全般において守秘義務を迫るものとし、知り得た官有施設、装備品の状況並びに個人情報等に関する一切の情報について、契約履行中及び契約終了後を問わず、漏えい又は他に利用しないことを誓約するものとする。
- b) 契約相手方は、この役務の履行に先立ち、携帯型情報通信機器等を持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、許可を得るものとする。

3.4 官側における支援

契約相手方は、この役務の履行に先立ち、官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整し、無償で支援を受けることができるものとする。

- a) 現地における電力、ガス、水及びトイレの使用。
- b) その他、支出負担行為担当者等が必要と認めたこと。

3.5 材料等

d) この役務に必要な器材及び材料等については，すべて受注者手配とする。

3.6 廃材等

この役務で発生した廃材等については，監督官の承認を得たうえで，特段の指示がない限り契約相手方において，関係法令を遵守し適切に処分するものとする。

3.7 納品の完了

納品の完了とは，官側の指定する場所に据付け，昨日点検（機器の正常な作動及び安全確認）までをいう。

4 仕様書の疑義

契約相手方は，この仕様書において疑義が生じた場合は，速やかに支出負担行為担当者と協議するものとする。

案内図



厨房機器配置図



